

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

審査請求人が平成29年4月20日付けで提起した処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による保護変更決定処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）につき、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成29年1月30日、保護の開始を申請するため、法第24条第1項の規定により、保護申請書を処分庁に提出した。これを受けて処分庁が調査を行ったところ、最低限度の生活の維持が困難であると認められたため、同日に遡って審査請求人に対する保護が開始された。
- 2 審査請求人は、保護の開始の申請中の平成29年2月2日、家賃の支払や債務の返済に充てるため、審査請求人の兄から39,000円及び70,000円の計109,000円を借り入れた。
- 3 処分庁は、審査請求人が兄から借り入れた109,000円について、援助収入と認定し、法第25条第2項の規定により、平成29年2月9日付けで援助収入39,000円を収入認定する保護変更決定処分及び同年3月30日付けで援助収入70,000

円を収入認定する保護変更決定処分（以下併せて「本件処分」という。）を行い、それぞれ同日、審査請求人に通知した。

- 4 審査請求人は、平成29年4月20日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、「本件処分を取り消す。」との裁決を求めるというものであり、その理由とするところは、次のとおりである。

(1) 保護の開始の申請中、処分庁の担当者に対して、「間近に迫った家賃やその他の支払いは市役所から出るのですか」と尋ねると、「出ません」と言われ、「じゃあどうしたらいいのですか」と尋ねたところ、「借りるとか」と言われた。

何も分からない審査請求人は、言われるがまま、審査請求人の兄から借金をして、家賃等の支払いをしたところ、処分庁に兄からの援助収入と認定され、保護費を減額された。

処分庁から確かな助言を得られていれば、このような結果にはならなかった。今は借金を返済するどころか、苦しい生活を強いられている。

(2) 処分庁の担当者の指示に従った審査請求人には罰を与え、処分庁の担当者の対応については黙認するというのは、不条理である。処分庁には根本的な意識改革が必要である。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人の銀行口座に入金された金銭について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8の3の（2）のイに定める仕送り、贈与等による収入と認定して本件処分を行ったものであり、違法又は不当な点は存在しない旨を主張している。

理由

1 収入の認定について

- (1) 収入の認定については、次官通知の第8の3に認定指針が定められており、就労に伴う収入以外の収入のうち、仕送り、贈与等による収入については、次官通知の第8の3の(2)のイにおいて、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適當としないもののほかは、すべて認定すること。」とされている。また、「収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。」とされている。
- (2) 一方、次官通知の第8の3の(3)には、収入として認定しないものとして、「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」が掲げられている。これについて、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第8の40の自立更生のための用途に供される額の認定基準（以下「認定基準」という。）の(2)では、「実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費」のエとして、「当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額」が掲げられている。
- (3) また、課長通知の第8の41では、「扶養義務者からの援助金はその援助が当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてるべきことを明示してなされた場合に限り、『自立更生を目的として恵与された金銭』に該当するものとして取り扱って差しつかえない。」とされている。

2 本件処分における収入の認定について

- (1) 局長通知の第10の3において、「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。」とされている。

処分庁の担当者が審査請求人宅を訪問した翌日に、審査請求人が兄から109,000円を借り入れたことからすると、審査請求人は兄から借り入れた109,000円が収入として認定されることを理解していないかったものと考えられる。つまり、処分庁は、保護の開始が保護の開始の申請の日に遡って決定され、保護の開始の申請の日から保護の開始が決定されるまでの間に、扶養義務者からの援助金を受け取った場合、収入として認定されることを十分に説明していないかったものと考えられる。

(2) そこで、上記（1）のような経緯を踏まえ、審査請求人が保護の開始の申請の日から保護の開始が決定されるまでの間に、家賃の支払や債務の返済に充てるため、審査請求人の兄から借り入れた109,000円の全額を処分庁が援助収入として認定したことが妥当であったか検討する。

ア 収入額等について

(ア) 処分庁が弁明書とともに審理員に提出した資料によると、審査請求人の預金の口座には、

[REDACTED] の入金があることが確認できる。

審査請求人の預金の口座に入金されたこれらの金銭については、審査請求人の兄から入金されたものであることを処分庁が審査請求人に確認していることから、審査請求人の兄からの援助金であると認められ、次官通知の第8の3の（2）のイの仕送り、贈与等による収入に該当する。

(イ) また、次官通知の第8の3の（2）のイの必要な経費については、審査請求人はこれらの金銭を審査請求人の預金の口座への入金により受領していることから、交通費等の経費は生じていないものと認められる。

イ 収入として認定しないものの取扱いについて

処分庁は、審査請求人が兄からの援助金を家賃の支払や債務の返済に充てたことを審査請求人から確認しているが、家賃については、局長通知の第7の4において、住宅費とされており、住宅扶助の対象となるため、認定基準の（2）のエの「住宅扶助相当の用途」にあてられる場合に該当して、自立更生のために使われることにより収入として認定しない取扱いとすることができないか判断する余地があることから、処分庁がこの判断を適切に行ったか検討する。

(ア) 認定基準の（2）のエの「住宅扶助相当の用途」の対象となる家賃については、保護の開始の月以降に支払が生じるもののが対象となり、保護の開始の月より前に支払が生じる滞納した家賃については対象とならないこと、また認定基準の（2）のエでは、「住宅扶助相当の用途」にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額の限度内において立てた自立更生計画の遂行に要する経費が自立更生のための用途に供される額と認められるとされており、「住宅扶助相当の用途」に含まれる家賃について、緊急性が高い場合は、生活福祉資金の福祉資金のうち、滞納した公共料金の支払いを対象とする「緊急小口資金」に例外的に該当する可能性があるものである。

(イ) さらに、局長通知の第8の2の（5）において、「収入として認定しない取扱

いを行うに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するために必要があるときは、自立更生計画を徴すること。」とされている。自立更生計画については、処分庁が事前に徴することが原則であるが、保護の開始の申請の日から保護の開始が決定されるまでの間に、扶養義務者からの援助金を受け取った場合、保護の開始の決定前の援助となるが、保護の開始が決定した後に、当該援助を受けた旨の申し出があれば、事後において処分庁で自立更生計画を徴して自立更生に役立つか否かを審査することはあり得るものである。

(ウ) 審査請求人の兄からの援助金 109,000 円のうち、審査請求人が家賃として支払ったと考えられるのは、審査請求人の預金の口座の中の [REDACTED] に入金のあった 39,000 円のうち 38,000 円であり、この 38,000 円については、平成 29 年 2 月 2 日に当該口座に入金のあった後、同日のうちに当該口座から口座振替により不動産会社に支払われている。

処分庁は、審査請求人の兄からの援助金 109,000 円の全額について、次官通知の第 8 の 3 の (3) に掲げられている収入として認定しないものには該当しないと判断しているが、審査請求人が支払った家賃について、その金額を確認した上で、保護の開始の月以降に支払が生じるものなのか、あるいは、保護の開始の月より前に支払が生じるもの（滞納した家賃）なのか調査するとともに、必要と判断される場合は自立更生計画を徴して、認定基準の (2) のエの「住宅扶助相当の用途」の対象となるかどうかを検討することが適当である。

(エ) なお、審査請求人の兄からの援助金については、課長通知の第 8 の 4 1 の「扶養義務者について期待すべき扶養の程度」を超えているものと考えられ、また、審査請求人の兄は審査請求人が主に家賃の支払いのために使用する預金の口座に入金していることからすると、家賃の支払にあてるべきことを明示してなされたと考えられるが、これらについても、再度検討することが適当である。

(3) 以上から、審査請求人が保護の開始の申請の日から保護の開始が決定されるまでの間に支払った家賃について、次官通知の第 8 の 3 の (3) に収入として認定しないものとして掲げられている「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」に該当しないか、局長通知及び課長通知の内容を踏まえて再度検討し、本件処分における収入の認定について見直すことが適当である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年6月25日

審査庁 青森県知事 三 村 申 吾